金沢市公報

第２９５５号

平成30年（2018年）11月21日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金沢市役所

◎　目　　次　　ページ

●告　示

○市長の職務代理について　（総　務　課）　1

○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について　（生活支援課）　1

○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について　（　〃　）　2

○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の訪問看護ステーションの所在地の変更について　（　〃　）　2

○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について　（　〃　）　2

○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の休止について　（　〃　）　2

○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について　（　〃　）　3

○介護保険法の規定による事業者の指定について（２件）　（介護保険課）　3

○介護保険法の規定による事業の廃止について　（　〃　）　3

○児童福祉法の規定による事業者の指定について　（障害福祉課）　4

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について　（　〃　）　4

○児童福祉法の規定による医療機関の指定について　（地域保健課）　4

○市道の区域の変更について　（道路管理課）　5

○道路の供用の開始について　（　〃　）　5

●公　告

○開発行為に関する工事の完了について　（建築指導課）　5

●監査公表

○監査公表（第17号）　（監査事務局）　6

●農業委員会告示

○平成30年第11回金沢市農業委員会総会の招集について　（農業委員会事務局）　7

告　　示

◉金沢市告示第345号

平成30年11月27日から同年12月２日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第１項の規定により、市長の職務を副市長　丸口　邦雄が代理します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

◉金沢市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

名　　称	所　在　地	指定年月日
グリーン直江中央薬局	金沢市直江西１丁目91番地	平成30年10月３日
かがやきクリニック	金沢市疋田１丁目213番地	平成30年10月１日
クオール薬局　磯部町店	金沢市磯部町二６番地１	平成30年10月１日

だいとく内科糖尿病クリニック	金沢市畝田東２丁目570番地	平成30年11月１日

◉金沢市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

名　称		所　在　地	変更年月日
変　更　前	変　更　後		
調剤センター藤江北薬局	共創未来　藤江北薬局	金沢市藤江北１丁目434番地	平成30年10月１日

◉金沢市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から訪問看護ステーションの所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

名　称	訪問看護ステーションの所在地		変更年月日
	変　更　前	変　更　後	
ゆとりの園訪問看護ステーション	金沢市入江１丁目219番地	金沢市東力１丁目４番地 ＭＴビル201号	平成30年10月１日

◉金沢市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

名　称	所　在　地	廃止年月日
南ヶ丘在宅療養支援診療所	金沢市馬替２丁目121番地	平成30年９月30日
かがやきクリニック	金沢市疋田１丁目213番地	平成30年９月30日
クオール薬局　磯部町店	金沢市磯部町ニ６番地１	平成30年９月30日

◉金沢市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

名　　称	所　在　地	休止年月日
井上クリニック	金沢市広岡１丁目５番23号　金沢第一ビル２階	平成30年11月１日

◉金沢市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

施　術　者	施　術　所		廃止年月日
	名　　称	所　在　地	
佐川　智之	金沢接骨院	金沢市入江２丁目153番地１　Ａ号室	平成30年10月30日
高島　義正	高島接骨院	金沢市香林坊２丁目11番22号	平成30年10月15日

◉金沢市告示第352号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

介護保険事業所番号	事　業　所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名　　称	所　在　地			
1770106225	ヘルパーステーションクラスメート	金沢市城南２丁目23番10号	合同会社クラスメート	平成30年10月１日	訪問介護

◉金沢市告示第353号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

介護保険事業所番号	事　業　所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名　　称	所　在　地			
1770106092	居宅介護支援事業所あおぞら	金沢市四十万町北ヲ21番地１	株式会社ゴルフ情報センター	平成30年10月１日	居宅介護支援

◉金沢市告示第354号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条第２項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104493	居宅介護支援事業所もりの都	金沢市もりの里２丁目226番地	株式会社イデアーテ	平成30年10月31日	居宅介護支援

◉金沢市告示第355号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第１項第１号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指定年月日
1770102810	相談支援事業所エンデバー	金沢市観音堂町ロ63番地３	合同会社東	金沢市観音堂町ロ63番地１	特定なし	平成30年11月１日

◉金沢市告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第２項の規定により告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730104914	相談支援事業所エンデバー	金沢市観音堂町ロ63番地３	合同会社東	金沢市観音堂町ロ63番地１	計画相談支援	特定なし	平成30年11月１日

◉金沢市告示第357号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第２項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

１　診療所

名称	所在地	指定年月日
藤田内科リウマチ膠原病クリニック	金沢市直江西１丁目99番地	平成30年11月１日
だいとく内科糖尿病クリニック	金沢市畝田東２丁目570番地	平成30年11月１日

２　訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
株式会社高度介護施設運営管理センター	金沢市疋田１丁目215番地	ナースステーション	金沢市疋田１丁目215番地	平成30年11月１日

3　薬局

名　　称	所　在　地	指定年月日
てまり鳴和薬局	金沢市鳴和１丁目16番33号	平成30年11月１日

◉金沢市告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年11月21日から同年12月５日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	川北10号	木越町夕302番１先から	旧	3.0～3.8	27.1
	木越町線５号	木越町夕302番２先まで	新	3.7～3.9	27.1
一般市道	小坂49号	三池町10番１先から	旧	5.5	29.4
	三池町線20号	三池町10番５先まで	新	6.3	29.4

◉金沢市告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年11月21日から同年12月５日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

路線名	区間	供用開始日
川北10号	木越町夕302番１先から	平成30年11月21日
木越町線５号	木越町夕302番２先まで	
小坂49号	三池町10番１先から	平成30年11月21日
三池町線20号	三池町10番５先まで	

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により検査済証を交付したので、同条第３項の規定により公告します。

平成30年11月21日

金沢市長　山　野　之　義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類　位置及び区域
金沢市観音堂町ル53番１から53番８まで	金沢市保古２丁目61番地 株式会社大地 代表取締役　野崎　裕平	道路　金沢市観音堂町ル53番４ 調整池　金沢市観音堂町ル53番７ 水路　金沢市観音堂町ル53番８
金沢市材木町459番の一部並びに461番５、462番、463番１及び463番３から463番７まで	金沢市高尾台２丁目３番地 株式会社キムラリアルエステート 代表取締役　木村　宗久	道路　金沢市材木町459番の一部並びに461番５、462番及び463番４

監　査　公　表

◉金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項の規定により当該報告を公表します。

平成30年11月21日

金沢市監査委員　林　充　男
金沢市監査委員　中　村　哲　郎
金沢市監査委員　福　田　太　郎
金沢市監査委員　安　達　前

第１　監査の概要

１　監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団　体　名	所　在　地	所　管　局　課
公立大学法人 金沢美術工芸大学	金沢市小立野５丁目11番１号	都市政策局 企画調整課
社会福祉法人 むつみ会	金沢市十一屋町４番34号	福祉局 障害福祉課

２　監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、福田太郎、安達前

３　監査の範囲

平成29年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成30年度及び平成28年度以前の事務を含む。）

４　監査の期間

平成30年７月10日から同年11月12日まで

５　監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

６　監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公立大学法人 金沢美術工芸大学	定款及び会計規則等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
社会福祉法人 むつみ会	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、事業報告書、補助金等交付申請書及び実績報告書、収支会計経理に係る帳票、管理規程、公の施設の管理に関する協定書

７　団体の概要

⑴　公立大学法人　金沢美術工芸大学

ア　設立及び目的

金沢の歴史と風土に培われた「ものづくりの精神」を受け継ぎ、美術・工芸・デザインの分野における専門の理論と技術を研究し教授することを通じて、広い視野と豊かな感性を兼ね備えた人材を育成するとともに、知と創造の拠点として、研究成果の社会還元や次代を拓く新たな芸術の発信を行い、もって文化の向上と地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的に昭和21年11月に設立され、平成22年４月からは公立大学法人に移行している。

イ　本市との関係

(ア)　出資状況

資本金3,139,739千円の全額（出資割合100％）

（公立大学法人移行の際、土地・建物を現物出資している。）

(イ)　補助金等の交付状況（平成29年度）

金沢美術工芸大学運営費交付金

標準運営費交付金　774,519千円

特定運営費交付金　106,094千円

施設整備費等補助金　45,979千円

(2)　社会福祉法人　むつみ会

ア　本市との関係

(ア)　補助金等の交付状況（平成29年度）

喫茶紅梅運営費補助事業　3,668千円

生活介護事業所建設資金償還費補助事業　805千円

(イ)　指定管理の状況（平成29年度）

指定管理委託料　41,492千円

施　設　名
※金沢市障害児通園施設ひまわり教室

※印は実査を行った施設である。

第２　監査の結果

１　公立大学法人　金沢美術工芸大学

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

２　社会福祉法人　むつみ会

補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

農業委員会告示

◉金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第１項の規定により平成30年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第３号）第３条第１項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月21日

金沢市農業委員会
会長　井　口　栄　市

１　日時

平成30年11月26日午後３時

２　場所

金沢市議会全員協議会室

３　議案

(1)　農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項に規定する許可の申請について

(2)　農地法第４条第１項に規定する許可の申請に対する意見決定について

(3)　農地法第５条第１項に規定する許可の申請に対する意見決定について

(4)　農用地利用集積計画の決定について

(5)　金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成30年(2018年)11月21日　印刷　発行人　金　沢　市
平成30年(2018年)11月21日　発行　発行所　金　沢　市　役　所
定価　120円　印刷所　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　(株)　共　栄